二二〇四・三〇	その他のぶどう搾汁	二三％	B15	
	アルコール分が一％未満のもの	二九・八％（その率がキログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	B15	
	砂糖を加えたもの			
	しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇％以下のもの			
	その他のもの			
	しょ糖の含有量が全重量の一〇％以下のもの	一九・一％	B15	
	その他のもの	二五・五％	B15	A
二二〇五・一〇	ベルモットその他のぶどう酒（生鮮のぶどうから製造したもので、植物又は芳香性物質により香味を付けたものに限る。）			
二二〇五・九〇	二リットル以下の容器入りにしたもの			X
	その他のもの	一九・一％	B15	
	アルコール分が一％未満のもの			X
	その他のもの	一九・一％	B15	X
二二〇六・〇〇	その他の発酵酒（例えば、りんご酒、梨酒及びミード）並びに発酵酒とアルコールを含有しない飲料との混合物及び発酵酒の混合物（他の項に該当するものを除く。）			
	アルコール分が一％未満のもの	二九・八％（その率がキログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	B15	
二二・〇七	その他のもの			
	清酒及び濁酒			
	その他のもの			
	発酵酒（清酒を除く。）と第二〇・〇九項又は第二二・〇二項の物品との混合物			X
	その他のもの			X
	麦芽を原料の一部としたもので発泡性を有するもの			A
	その他のもの			A
二二〇七・一〇	エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が八〇％以上のものに限る。）及び変性アルコール（アルコール分のいかんを問わない。）			X
	エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が八〇％以上のものに限る。）			A
	アルコール分が九〇％以上のもの			A
	工業用アルコール又は酢酸エチル若しくはエチルアミンの製造の用に供するもの			A
	その他のもの			A
	アルコール飲料の原料アルコールの製造用のもの（連続式蒸留機により蒸留して使用するものに限る。）	一三・四％	B16	A
	その他のもの			A
	その他のもの			A
	アルコール飲料の原料アルコールの製造用のもの（連続式蒸留機により蒸留して使用するものに限る。）	一リットルにつき三八円一〇銭	B16	A
	その他のもの			A

二二〇七・二〇	変性アルコール（アルコール分のいかんを問わない。）	二七・二％	B16	B16
	アルコール分が九〇％以上のもの	一リットルにつき三八円一〇銭	B16	B16
	その他のもの			A
二二・〇八	エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が八〇％未満のものに限る。）及び蒸留酒、リキュールその他のアルコール飲料			A
二二〇八・二〇	ぶどう酒又はぶどう酒もろみの搾りかすから得た蒸留酒			A
二二〇八・三〇	ウイスキー			A
二二〇八・四〇	ラムその他これに類する発酵したさとうきびの製品から得た蒸留酒			A
二二〇八・五〇	ジン及びジュネヴァ			A
二二〇八・六〇	ウオッカ			A
二二〇八・七〇	リキュール及びコーディアル			A
二二〇八・九〇	その他のもの			A
	エチルアルコール及び蒸留酒			A
	フルーツブランデー			A
	その他のもの			A
	エチルアルコール			A
	アルコール飲料の原料アルコールの製造用のもの（連続式蒸留機により蒸留して使用するものに限る。）			A
	その他のもの			A
	アルコール飲料の原料アルコールの製造用のもの（連続式蒸留機により蒸留して使用するものに限る。）			A
	その他のもの			A
	その他のアルコール飲料			A
	合成清酒及び白酒			A
	果汁をもととした飲料（アルコール分が一％未満のものに限る。）	二九・八％（その率がキログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	B15	A
二二〇九・〇〇	食酢及び酢酸から得た食酢代用物	四・八％	B10	A
	その他のもの			A
第二三類	食品工業において生ずる残留物及びくず並びに調製飼料			
二三・〇一	肉、くず肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の粉、ミール及びペレット（食用に適しないものに限る。）並びに獣脂かす			A
二三・〇二	ふすま、ぬかその他のかす（穀物又は豆のふるい分け、製粉その他の処理の際に生ずるものに限るものとし、ペレット状であるかないかを問わない。）			A
二三・〇三	でん粉製造の際に生ずるかすその他これに類するかす、ビートパルプ、バガスその他の砂糖製造の際に生ずるかす及び醸造又は蒸留の際に生ずるかす（ペレット状であるかないかを問わない。）			A
二三〇四・〇〇	大豆油かす（粉砕してあるかないか又はペレット状であるかないかを問わない。）			A
二三〇五・〇〇	落花生油かす（粉砕してあるかないか又はペレット状であるかないかを問わない。）			A
二三・〇六	その他の植物性の油かす（粉砕してあるかないか又はペレット状であるかないかを問わないものとし、第二三・〇四項又は第二三・〇五項のものを除く。）			A
二三〇七・〇〇	ぶどう酒かす及びアーゴル			A
二三〇八・〇〇	飼料用に供する種類の植物材料、植物のくず、植物のかす及び植物性副産物（ペレット状であるかないかを問わないものとし、他の項に該当するものを除く。）		G	